

「ふるさと雇用再生特別交付金(仮称)」、「緊急雇用創出事業(仮称)」の比較

	ふるさと雇用再生特別交付金 (仮称)	緊急雇用創出事業 (仮称)
基金事業の概要	地域内でニーズがあり、かつ、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業のうち、雇用継続が見込まれる事業において、地域求職者等を雇い入れて安定的な雇用機会を創出。	急激な経済情勢の変動により、離職を余儀なくされた非正規労働者及び中高年齢者等に対して、緊急的・一時的なつなぎ就業の機会を提供。
新規雇用する労働者の雇用・就業時間	原則 1 年以上の雇用	6 ヶ月未満
	更新可	原則不可
正規社員雇入れ時の事業主にする一時金	あり (一定の条件のもと)	なし
・事業の実施主体	民間企業等に委託, 地方公共団体による直接実施は不可。	民間企業、シルバー人材センター等に委託。 地方公共団体による直接実施は可。
地域基金事業協議会の設置	あり	なし